

インドネシアにおける民事保全・執行と担保権実行について



長島・大野・常松法律事務所
弁護士 福井 信雄

本記事は、筆者が2011年度に法務省国際協力部からの委託を受けて実施した「インドネシアにおける強制執行、民事保全及び担保権実行の法制度と運用の実情に関する調査研究」に基づき作成した報告書の要旨である。なお、報告書の全文は法務省のウェブサイト(http://www.moj.go.jp/housouken/housouken05_00046.html)にて掲載されているので、こちらも合わせてご覧いただきたい。

第1 インドネシアの民事手続法

インドネシアは独立後、いまだ自国の民事手続法を制定しておらず、オランダ統治時代に制定された民事手続法が現憲法の経過規定に基づき、現在もなお効力を有している。オランダ統治時代に制定された民事手続法は、以下の3つである。

- ① 改正インドネシア手続法
(Het Herziene Indonesisch Reglement)
- ② 域外手続法
(Rechtsreglement Buitengewesten)
- ③ オランダ民事手続法
(Reglement op de Rechtsvordering)

このうち、改正インドネシア手続法は、1941年に制定されたジャワ島及びマドゥラ島内で適

用される民事手続法であり、域外手続法は、1927年に制定されたジャワ島及びマドゥラ島以外の地域で適用される民事手続法である。改正インドネシア手続法と域外手続法は、現在でも法律としての効力を有しており、かつその適用関係も従来どおり、ジャワ島及びマドゥラ島の域内と域外でそれぞれ適用されている。オランダ民事手続法(1847年・1849年制定)は、既に法的効力は失われているが、改正インドネシア手続法及び域外手続法に比べて規定が詳細にわたるため、実務上は現在もガイドラインとして利用されている。これらに加えて、最高裁判所規則(Peraturan Mahkamah Agung)、最高裁判所回状(Surat Edaran Mahkamah Agung)、手続に関するガイドライン(Pedoman Teknis Administrasi dan Teknis Peradilan Perdata Umum)等によって補完されている。以下、改正インドネシア手続法を中心に検討する。

第2 インドネシアの民事保全制度と運用の実情

1. 民事保全手続の類型

改正インドネシア手続法下では、自己の所有する動産に関する保全手続と、本案訴訟の相手方が所有する財産の保全手続の2つの類型を定めている。前者は、“revindicatoir beslag”、後者

は“conservatoir beslag”と呼ばれ、これらはオランダ法に起源を有する概念である。前者は日本法上の係争物に関する仮処分に、後者は仮差押えにそれぞれ類似した制度である。なお、改正インドネシア手続法上は、日本法上の仮の地位を定める仮処分に相当する制度は規定されていないが、ガイドラインとして利用されているオランダ民事手続法に類似する制度があり、例えば出版禁止の仮処分や建築禁止の仮処分といった申立ても実務上は受理されることになっているようである。

2. 保全手続の申立ての時期

保全手続は、その緊急性や密行性という性質に鑑みれば、本案訴訟の提起前の申立てが認められるべきという結論になりそうであるが、インドネシアの現在の実務では、本案提起前の保全の申立ては受理されていない。実務的には、例えば、原告が金銭債権の支払請求権を訴訟物とする本案の申立てを行う場合、保全処分が可能な被告の資産をその時点で探知できていれば、保全の申立ても同時に行う場合が多いようである。ただ、特に預金債権等被告の資産を探知することは必ずしも容易ではなく、そのような場合にはいったん本案の申立てを行い、目ぼしい資産を見つけた時点で保全の申立てを追加的に行うという場合もあり得る。

3. 保全申立ての実体的審理

保全の申立てがなされた場合、本案の提起と同じく、債務者に対して当該申立てが送達され、債務者も保全の申立てがなされたことを知ることになる。そして、本案と同一の裁判体によって審理がなされることになるが、審理の方式も本案と同様、公開の法廷で当事者双方が出席のもと証拠調べ手続がなされ、裁判所が一定の心証を形成した段階で、本案の判決に先立って保

全の決定が出されることになる。ただし、このことは、本案の審理に先立って保全の審理がなされることを意味しない。これは、保全の実体的要件をどのように解釈しているかという点とも関連する問題であるところ、改正インドネシア手続法第227条は、債務者が物品の隠匿や横流しなどを行う疑いが生じた場合に保全の申立てを認めるとして、いわゆる「保全の必要性」を明文上の要件としている。しかしながら、実務上は、この「保全の必要性」よりも、被保全権利が存在しているか否かの事実認定により重点が置かれており、本案の訴訟物に関する証拠調べを行い、被保全権利の存在について十分な心証が得られない限り、どんなに保全の必要性が認められても、保全の決定を出すことは無いとのことである。裏を返せば、被保全権利の存在についての十分な心証が得られれば、保全の必要性については緩やかに認定され、保全が認容されているケースが多いようである(改正インドネシア手続法第226条の保全手続では、そもそも保全の必要性が不要であるとされており、被保全権利の存在についての十分な心証が得られれば、保全が認容されるようである)。

このように保全の決定を出す際には、本案の訴訟物に関する証拠調べ手続を十分に行うのが実務の通例であり、その結果民事保全の審理に要する期間も、それだけ長くなる。個別の案件によって要する期間はまちまちであるが、南ジャカルタ地方裁判所では、申立てがなされてから決定が出るまでの期間は平均すると約4ヶ月程度とのことで、日本法下の民事保全手続に比べると非常に長い期間を要している。

4. 立担保義務

インドネシアの民事保全手続においては、保全の決定を出す際に裁判所が債権者に対して担

保の提供を求めるということは一切行われていない。これは、日本の民事保全手続と大きく異なる点である。その結果、①債権者側に保全の申立てを行うデメリットや心理的な抑制が無く、本案提起前の濫用的な申立て事例が増えたため、本案提起前の保全の申立てを運用上受理しないという扱いにせざるを得なくなったこと、②仮に違法・不当な民事保全を裁判所が認容した結果債務者が損害を被った場合に、その損害を回復する制度的担保が無いいため、保全の決定を出すに際してはどうしても慎重にならざるを得ないこと、といった弊害が生じ、かなり硬直的で効果の低い制度運用になってしまっている。

5. 保全命令の執行

裁判所から保全命令が出された場合、保全命令の執行はその裁判所が任命する執行官と2名の証人によってなされる。これは、後述する民事執行手続でも同様である。執行官は最高裁判所によって任命され各地方裁判所に配属される執行を担当する職員であり、証人は各地方裁判所によって任命され、当該地方裁判所に所属する職員である。

6. 保全命令の効力

保全命令の効力は、本案の判決が確定し、本執行がなされるまでの間継続する。仮差押えがなされている場合に債権者である原告の本案の勝訴が確定したときは、改めて本差押えの手続を行う必要はなく、本案の確定により仮差押えの効力がそのまま本差押えとしての効力を有することになり、確定判決をもとに強制執行の申立てを受けた裁判所は、直ちに差し押さえられている財産の換価手続に移行することができる。

第3 インドネシアの民事執行制度と運用の実情

1. 民事執行手続の種類

改正インドネシア手続法は、判決の執行について第195条から第208条において規定し、担保権の実行についてこの判決の執行に関する規定が準用されることが第224条において規定されている。強制執行は金銭執行と非金銭執行の2つに大別され、金銭執行は、債務者の一般財産に対する直接強制の方法によって満足を得ることになり、債権者がその対象として何を選択するかによって手続が異なるところ、改正インドネシア手続法は、不動産と動産の2種類の対象についてしか規定していない。民事執行の運用上は、債権は動産に含まれるものとして解釈されているようで、債権の執行については、動産の執行手続が適用又は準用されているとのことである。非金銭執行については、行為債務の履行がなされない場合の間接強制の手続について同法第225条に規定されているのみである。その他の非金銭執行が認められるかどうかという点について、改正インドネシア手続法は何も規定していないが、現在の運用上、不動産の明渡しや動産の引渡しの強制執行も行われているようである。

2. 判決確定後の強制執行の申立ての流れ

第一審裁判所において判決が出され、それが確定した場合、その判決の執行は、その審理を行った第一審裁判所の指揮命令下で行われる。執行の対象となる財産が当該裁判所の管轄外に存在する場合には、当該対象物の所在地を管轄する地方裁判所に協力を要請し、当該地方裁判所によって執行がなされることになる。

判決の確定後、敗訴者が判決に従う意思がない場合、又は判決に従った履行をしない場合には、原告は上述の裁判所に対して判決の執行の

申立てをすることができる。この申立てを受けた裁判所は、裁判所が定める期間内(8日以内)に判決に従った債務の履行を行うよう敗訴者に対して催告(aanmaning)を行い、かかる期間内に履行がなされない場合、裁判所は強制執行の手続に移行する。

差押えの対象となる財産は、債務者の一般財産である。法はまず動産に対して執行を行い、動産の執行だけでは債権を満足させることができない場合に、不動産の執行を行うことができる旨定めている。この動産の差押えについては、現金や有価証券も含め、債務者以外の第三者が保持する有形動産についても可能とされている。また、債権については規定がないものの、動産に含まれると解されており、預金債権や給料債権の差押えも可能とされている。ただし、債務者の生活手段として絶対に欠かせない動産の差押えは禁止されている。

執行業務は、保全処分の執行と同様、裁判所執行官が2名の証人とともに行う。差押えを行った場合には、差押調書が作成されて一般に開示される。

差し押さえられた財産の換価手続は、競売実施機関又は裁判所が指名する者が行うとされている。現行制度上は、競売は法が定める国有財産競売機関(Kantor Pelayanan Kekayaan Negara dan Lelang)によって実施されるケースが大半である。これは、財務省の管轄下にある機関で、裁判所が競売実施機関となる日本とは異なる制度である。この競売機関が現在ではインドネシア国内に広く支所を有しており、ほぼ全土でこの競売機関による競売が実施されているようである。この競売機関の支所がない地域については、当該地域の公証人(Notaris)が裁判所からの指名を受けて競売実施機関として、競売を行

うという運用がなされている。

3. 複数の執行申立て

同一の債務者に対して、同時に複数の債権者から複数の確定判決に基づき強制執行の申立てがなされた場合、又はある債権者からの執行の申立てに基づき差押えを実行した後、換価手続前に別の債権者からの執行の申立てがなされた場合、裁判所は債務者及び複数の債権者への尋問を経た上で、差し押さえた財産を換価して得られた金銭の債権者間での分配方法を定める。

4. 執行に対する異議申立て

判決の執行に対して不服のある債務者又は差押え対象物が自己の所有物であると主張する第三者は、判決の執行に際して裁判所に異議申立てを行うことができ、かかる異議申立てを受けた裁判所は、執行手続のなかで当該異議についての審理を行い、その申立ての是非について決定を下さなければならない。かかる異議申立ては、原則強制執行を停止させる効力はないとされているが、実務上はこの規定が執行妨害に悪用されている事例は多いようである。

5. 仮執行判決

改正インドネシア手続法は一定の要件を満たす場合に仮執行判決を出すことを許容している。仮執行判決は、第一審又は控訴審の判決が出されたものの、上訴の手続が取られ、まだ最終的に確定判決に至っていない段階で判決を仮に執行することができる手続である。しかしながら、仮執行判決を出すにあたって慎重な取扱いを求める最高裁判所の運用のもと、現在の実務上、下級審の裁判官は仮執行判決を出すことに慎重な立場を取っていること、及び仮執行判決を出す場合であっても本案の訴訟物の認容額と同額の担保提供が求められることから、現在の実務では、仮執行判決はほとんど利用されて

いない。

6. 間接強制

ある特定の行為債務を履行する旨の判決を受けた者が当該行為債務を履行しない場合には、かかる判決を取得した原告は、裁判所に対して、当該行為債務を被告が履行すれば得られたであろう利益を金銭的に評価し、行為債務の履行がなされない場合に当該金銭を支払う旨の決定を出すよう申し立てることができる。裁判所は、かかる申立てを受けた場合に、債務者である被告の尋問を行った上で、かかる申立てに対する決定を下す。これは一般に間接強制と呼ばれる強制執行の方法であるが、インドネシアの民事手続においてもかかる執行方法が許容されており、実務上も利用されているようである。

7. 仲裁判断の執行

インドネシアは1982年に外国仲裁判断の執行及び承認に関する条約(ニューヨーク条約)に加盟し、1999年に国内法として仲裁に関する法律(1999年法第30号)(以下、「仲裁法」という)を制定した。仲裁法は、一定の要件を満たす場合には、国内仲裁及び国外仲裁のいずれもインドネシア国内での強制執行が可能である旨明記している。

(1) 国内仲裁

インドネシア国内の仲裁機関として最も利用されることが多いのが、通称BANIと呼ばれるインドネシア仲裁委員会(Badan Arbitrase Nasional Indonesia)である。BANIは1977年に創設され現在ジャカルタに本部を置きながらスラバヤ、バンドゥン、デンパサール、メダン、バタム等主要な都市に支部を有する。このBANIを初めとする国内の仲裁機関において仲裁手続が行われた場合、仲裁判断が出された日から30日以内に仲裁人又はその代理人は、仲

裁決定の原本又は写しを地方裁判所の書記官に対して提出し、当該裁判所においてその仲裁判断を登録しなければならない。この仲裁判断は当事者間で拘束力を有する確定した判断でなければならず、当事者が自発的にその仲裁判断に従って債務の履行を行わない場合には、当該地方裁判所の決定に基づき強制執行を行うことができる」とされている。

(2) 外国仲裁

外国仲裁機関において出された仲裁判断の執行の申立てについては、ジャカルタ中央地方裁判所が専属管轄を有する。当事者から外国仲裁判断に基づく執行の申立てがジャカルタ中央地方裁判所になされ、法定の要件を全て充足していると判断された場合には、裁判長より執行命令書が出され、それ以降の実際の強制執行の手続については対象財産の所在地を管轄する地方裁判所に委任される。当該外国仲裁判断の執行が認容された場合には、当該決定について上訴することはできないが、当該外国仲裁判断の執行が認められなかった場合には、当事者は最高裁判所に対して上訴することができ、最高裁判所は上訴から90日以内に判断を下さなければならない。

外国仲裁も、国内仲裁と同様に所定の要件を充足することでインドネシア国内での執行は可能とされているものの、実態としては、外国仲裁は国内仲裁に比べてインドネシアの裁判所に申し立てた際に執行力が否定される事例が多いようである。

8. 外国判決の執行

インドネシアでは、外国判決の執行力は認められていない。これは、インドネシアの現行法において明記されているわけではないが、ガイドラインとして利用されているオランダ民事手

続法において外国判決の執行力は認められない旨の規定があり、実務上はこの規定を参照して、外国判決に基づいてインドネシアの裁判所に強制執行の申立てをしても、その申立てが認められることはない。

第4 インドネシアにおける担保権実行の法制度と運用の実情

1. 担保制度総論

インドネシアにおいて現行法上存在する典型的な担保権及びその根拠法は次のとおりである。

- ① 抵当法上の抵当権(Hak Tanggungan)：抵当法(1996年法第4号)
- ② 信託担保権(Fiducia)：信託担保法(1999年法第42号)
- ③ 民法上の抵当権(Hipotik)：民法(1847年第23号)
- ④ 質権(Gadai)：民法(1847年第23号)

インドネシアにおける物的担保は、オランダ統治時代の1847年に制定されたインドネシア民法に基づく抵当権及び質権が長らく利用されてきた。1990年代後半に入って現代の金融取引を念頭においた抵当法及び信託担保法が制定され、現在では不動産上の権利については抵当法に基づく抵当権が、それ以外の動産や債権に関しては信託担保権が利用されることが多い。民法上の抵当権は、一定規模の船舶や航空機に担保設定される場合に特別法に基づき利用されるにとどまり、また民法上の質権は、株式に質権を設定する場合など、担保対象物の占有を担保権者に移転させる場合に利用されている。

2. 担保権の実行手続

(1) 抵当法上の抵当権

抵当法は、抵当権の実行方法として(ア)競売

(Public Auction)、(イ)裁判所を通じた担保権実行、及び(ウ)私的売却の3つを規定している。

(ア) 競売

抵当権設定証書に基づき抵当権を競売により実行する場合、公営又は民営の競売実施機関を通じて実施される。現在、上述の国有財産競売機関(Kantor Pelayanan Kekayaan Negara dan Lelang) (以下、「国営競売所」という)と呼ばれる公営の競売実施機関がインドネシア国内各地に支部を設置しており、原則国営競売所において競売を実施して担保権の実行を行っている。国営競売所が存在しない地域では、当地の公証人(Notaris)で競売実施の資格を有する者が、裁判所からの指名を受けて競売実施機関として競売手続を行っている。

なお、抵当権の対象となる不動産の権利を競売にかけた場合、当該権利を取得できるのは、土地基本法上、当該権利を保有できる私人又は法人に限られる(土地基本法第8条第1項)。すなわち、抵当権の対象が所有権の場合には、当該所有権を保有できるのは、インドネシア国又はインドネシア人に限られ、抵当権の対象が事業権又は建設権の場合には、当該権利を保有できるのは、インドネシア人又はインドネシア法に基づき設立された法人に限定される。また、抵当権者は競売に参加して当該不動産に係る権利を取得することはできない。

(イ) 裁判所による実行

抵当権設定証書があれば、債務者が債務不履行に陥った場合に裁判所で債務名義を取得することなく、①競売又は②私的売却のいずれかの方法により抵当権を実行し債権回収を行うことができるのが原則であるが、かかる方法で抵当権を実行することに債務者が異議を述べた場合や、執行妨害目的で抵当権が設定されている不

動産を第三者が不法に占有しているなどの理由で一定の強制力が必要になる場合には、実務上は裁判所に対して執行の申立てを行うことになる。裁判所を通じた執行も最終的には競売実施機関による競売手続により換価手続を行うことになるが、実務的には、他の債権者からの異議申立てがなされるなどの現実的なトラブルを避けるために、抵当権者は裁判所に対して抵当権設定証書等の必要書類を提出し、裁判所を通じた催告手続を経た上で競売の実施に移行する場合も多いようである。

(ウ) 私的売却

法は抵当権設定者及び抵当権者の間で合意があり、かつ一定の手続を履践した場合の私的売却を認めている。私的売却を行うための具体的な要件は次のとおりである。

- ① 私的売却によることが最も高値で当該担保対象物を売却できること。
- ② 抵当権者及び抵当権設定者のいずれか又は双方から書面により関連当事者への通知がなされ、かつ当該担保対象物の存在する地域の最低2つの日刊紙において公告がなされたこと。
- ③ 公告から1ヶ月が経過し、その期間中にいずれの関連当事者からも異議申立てがなされなかったこと。

(2) 信託担保権

信託担保法は、信託担保権の実行方法として(ア)競売(Public Auction)、(イ)裁判所による実行及び(ウ)私的売却の3つを規定している。

(ア) 競売

信託担保権の実行を競売により行う場合の手続は、上述の抵当権の競売による実行手続と同様、原則国営競売所を通じて実施される。

(イ) 裁判所による実行

信託担保権も抵当権と同様に、信託担保設定証書があれば債務者が債務不履行に陥った場合に裁判所で債務名義を取得することなく、①競売又は②私的売却のいずれかの方法により信託担保権を実行し債権回収を行うことができるのが原則であるが、抵当権の場合と同様に一定の強制力が必要になる場合には、まず裁判所に対して執行の申立てを行うケースも多いようである。

(ウ) 私的売却

抵当権同様、法は担保権設定者及び担保権者の間で合意があり、かつ一定の手続を履践した場合の私的売却を認めている。私的売却を行うための具体的な要件は次のとおりである。

- ① 私的売却によることが最も高値で当該担保対象物を売却できること。
- ② 担保権者及び担保権設定者のいずれか又は双方から書面により関連当事者への通知がなされ、かつ当該担保対象物の存在する地域の最低2つの日刊紙において公告がなされたこと。
- ③ 公告から1ヶ月経過し、その期間中にいずれの関連当事者からも異議申立てがなされなかったこと。

(3) 民法上の抵当権

民法第1178条は、第1順位の抵当権者は、債権の元本又は利息が返済されない場合には、当該元本及び利息を回収するために、抵当権の設定の対象となっている財産を「公の場」で売却することができることを抵当権設定時において合意することができる旨規定している。この「公の場」というのは、現行法上、競売実施機関であると解されており、したがって、民法上の抵当権は、競売実施機関を通じた競売によって実行されることになる。

(4) 民法上の質権

民法上の質権の実行方法は、民法第1155条及び第1156条に規定されている。第1155条は、質権設定者が債務を履行しない場合には、質権者は質権を「公の場」で売却することができる旨規定し、この「公の場」とは、現行法上、競売実施機関であると解されている。また、第1156条は、質権設定者が債務を履行しない場合には、質権者は裁判所に対して質権の実行を申し立てることができる旨規定している。この実行には、質物を売却して債務の返済に充当する方法と、質物を質権者が取得し、その価額と債務額とを相殺する方法とが認められている。

〈筆者略歴〉

所属：長島・大野・常松法律事務所

現在、現地法律事務所 Widyawan &
Partners (Jakarta) に出向中

資格：弁護士(日本・ニューヨーク州)

主な専門領域：一般企業法務、M&A取引、銀行取引、海外進出法務

2010年12月からジャカルタに駐在を開始し、日本企業のインドネシア進出に伴う、現地企業の買収、会社設立、合弁契約の作成、独占禁止法、労働法、知的財産法、業法規制及び上場規則等に関する法的助言並びに既存の進出企業に対する一般企業法務に関する法的助言を行っている。

〈連絡先〉

E-mail：nobuo.fukui@widyawanpartners.com

(Widyawan & Partners)

nobuo_fukui@noandt.com

(長島・大野・常松法律事務所)

■

